

公 告

令和6年度大分河川国道事務所管内等における災害時等応急対策工事および業務に関する基本協定（機械設備）

次のとおり公告します。

令和6年1月15日

九州地方整備局

大分河川国道事務所長 河崎 拓実

1 基本協定の概要等

(1) 基本協定名

令和6年度大分河川国道事務所管内等における災害時等応急対策工事および業務に関する基本協定（機械設備）

(2) 基本協定の目的

大分河川国道事務所管理区間において発生した災害又は災害の発生が予測された場合の応急対策に関し、これに必要な組織及び建設機械、並びに資材、労力等（以下「建設資機材等」という）の確保及びその動員の方法を定め、災害の拡大防止と被害施設の早期復旧に期することを目的として行うものである。

基本協定は、表－1に示す区分毎に締結するものとする。

また、大分河川国道事務所管理区間内外において広域的支援が必要となる場合は、本協定に基づく対応を行うものである。

(3) 基本協定区間

大分河川国道事務所管内

(4) 基本協定期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(5) 基本協定の締結業者の選定

本協定締結業者の選定については、地域の精通度、施工実績、資材・機材の確保、災害協定締結の実績等を提出された技術資料等から総合的に評価して協定締結業者を20社程度決定する。

(6) 災害時等応急対策工事の実施方法

基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に工事又は業務を実施する場合は、速やかに工事又は業務請負契約を締結する。工事又は業務の実施に当たっては関係法令を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の工事又は業務を行わないことを付記する。

2 参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令第98条において準用する第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 九州地方整備局管内に本店又は支店等営業所が所在すること。

(3) 基本協定の区分毎に、表－2－(1)から(9)の表内①に示す要件を満足すること。

1) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和5・6年度機械設備工事、又は暖冷房衛生設備工事、又は一般土木工事に係るB、C等級又は維持修繕工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

なお、令和6年4月1日時点において認定されていない者の申請は、基本協定を締結する資格を有しない者の申請として、当該申請を無効とする。

2) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のうち「建物管理等各種保守管理」、又は「車両整備」のA、B、C又はD等級に格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格の認定を有する者又は申請中であること。

競争参加資格の申請の時期及び場所については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和4年3月31日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。

- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（3）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 協定締結対象業者は経常共同企業体を除く。
- (6) 元請けとして基本協定の区分毎に、表-2-(1)から(9)の表内②に示す施工実績があること。
なお、基本協定の区分(1)から(8)については、当該実績が九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）の発注した工事に係る実績である場合においては、工事成績通知書の評定点が65点以上であることとし、基本協定の区分(9)については、自動車分解整備事業の認証又は指定自動車整備事業の指定を受け、大分県内に整備可能な工場を有していることとする。
- (7) 緊急業務に対応した体制の確保として、基本協定の区分毎に、表-2-(1)から(9)の表内③に示す体制が確保できること。
- (8) 協力依頼対象地域内において必要な資材・機材確保が確認できる「資材及び機材の保有量一覧表」又は「調達計画表」の提出ができること。
- (9) 協定締結参加資格確認申請書（以下「申請書」という）及び技術資料の提出期限の日から締結業者決定の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 技術資料の総合評価に関する事項等

- (1) 技術資料等説明書に示す評価項目について、評価基準に基づき評価する。

4 基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒870-0820 大分県大分市西大道一丁目1番71号
国土交通省 九州地方整備局 大分河川国道事務所 防災課
電話：097-546-1525（直通）
FAX：097-546-4700
担当：防災課 課長 杉野 博文（内線281）
同 建設専門官 安庭 政明（内線405）

(2) 技術資料等説明資料の交付期間、場所及び方法

①交付期間：令和6年1月15日（月）から令和6年1月29日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

②交付場所：〒870-0820 大分県大分市西大道一丁目1番71号
国土交通省 九州地方整備局 大分河川国道事務所 防災課

③交付方法：担当部局に電話連絡後、電子データによる交付

(3) 協定締結参加申請書及び資料等の提出期間、場所及び方法

- ①提出期間：令和6年1月15日（月）から令和6年1月29日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。
- ②提出場所：上記4（1）に同じ。
- ③提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出する。

5 その他

- （1） 技術資料の作成要領協定締結業者の評価及び決定方法などの詳細については、「技術資料等説明書」による。
- （2） 本協定締結後において本協定は、当事務所が発注する機械設備工事において、総合評価入札制度における評価項目とする場合がある。
- （3） 当事務所において公示を行っている他の令和6年度における「災害時等応急復旧対策工事に関する基本協定の締結」において重複して選定された際は、履行の実行性を確認する場合がある。
- （4） 基本協定の区分(7) においては、当事務所が保有する災害対策車等の取り扱いについて、自主的に訓練を希望する場合は、保管場所において訓練できるものとする。
- （5） 請負契約を取り交わす時点において、基本協定締結業者が法定外労働災害補償制度（元請、下請を問わず補償できる保険）に加入していること。